

青少年の柔剣道指導要綱の制定について

(昭和49年9月30日甲通達養第50号)

このたび警察署道場を青少年に開放し、警察職員がこれらの柔剣道の指導に当たることによって、青少年の健全な育成と良好な市民関係の醸成を図るため、次のとおり「青少年の柔剣道指導要綱」を制定したので通達する。

青少年の柔剣道指導要綱

第1 目的

この要綱は、警察署の道場を開放し、警察職員が青少年に柔道及び剣道を指導することによってその健全な育成と良好な市民関係を醸成することを目的とする。

第2 指導場所

指導を行う場所は、警察署の柔道場及び剣道場とする。

第3 指導日

指導日は、おおむね週2日とし、署情に応じ決定するものとする。

第4 指導員の指名

署長は、術科訓練実施要綱の制定について（平成24年例規第15号）第3の3に定める所属術科訓練指導者等のほか、署員のうちから指導員として適格と認める者を指導員に指名するものとする。

第5 連絡調整等

署長は、管内の公私立学校及び関係団体と連絡を密にするとともに、署情に合う具体的な指導計画を策定し、指導が円滑に推進できるよう配慮するものとする。

第6 指導上の留意事項

指導員は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 指導員の一挙手、一投足が青少年に与える影響の大きいことを念頭に置き、誠心誠意指導に当たること。
- (2) 青少年の年齢、体力、経験等に応じた指導を実施するとともに、保護者、教員その他関係者と協力して指導に当たること。
- (3) 指導に当たっては、静岡県警察術科訓練安全管理要綱の制定について（昭和49年甲通達養第43号）に準拠し、事故防止に努めること。

第7 指導対象

指導対象は、公私立学校又は柔道若しくは剣道の団体から指導要請のあった青少年とする。この場合において、当該要請は、青少年の柔剣道指導申込書（様式第1号）により受理するものとする。

第8 用具の供与

指導上必要な用具等については、できる限り供与するものとする。

第9 指導員の養成

県本部教養課長は、講習会を開催するなど、指導員の養成に努めるものとする。

第10 報告

署長は、指導の実施結果等について、次により県本部教養課長を経由して本部長に報告するものとする。

項	目	報 告 期 日 等
	青少年柔剣道指導結果報告（様式第2号）	年度ごと（毎年4月）
	特異又は重大と認められる反響又は事故	即 報
	指導員の指名及び指名の解除	その都度